



☎は問い合わせ先です

固定資産税・軽自動車税の納期限は5月31日です

固定資産税

固定資産税・都市計画税の納税通知書発送と納期は？  
平成13年度の納税通知書は5月15日に発送予定しています。第1期分の納期限は5月31日です。2期以降の納期は納税通知書をご覧ください。

課税資産明細書をご覧ください  
納税通知書に課税資産明細書が添付してあります。内容をご確認のうえ、不明な点がありましたらお問い合わせください。なお、この明細書は再発行いたしませんのでご了承ください。

納税通知書の内容に疑問がある場合は？  
ご自分の固定資産税の内容や評価について、お知りになりたい場合には、お気軽に税務課固定資産係の窓口にお尋ねください。

なお、価格について不服がある場合は？  
軽自動車税が賦課される方は？  
平成13年4月1日現在で、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用など）、二輪小型自動車、軽二輪車などを所有（または使用）している方に一年分として課税されます。



場合は、納税通知書の交付を受けた日後30日までに審査申し出を、価格以外のことについて不服のある場合は、納税通知書を受けた日の翌日から60日以内に不服の申し立てをすることができます。

軽自動車税

軽自動車税が賦課される方は？  
平成13年4月1日現在で、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用など）、二輪小型自動車、軽二輪車などを所有（または使用）している方に一年分として課税されます。

国民年金保険料の免除申請手続きはお早めに！

国民年金の第一号被保険者（自営業、農漁業）は、自分で保険料を納めなければなりません。しかし、長い加入期間中には、けがや病気、失業などの理由で保険料を納めることが困難なときもありません。そのようなときは、本人の申し出によって保険料が免除される「申請免除制度」があります。（理由によっては認められないこともあります。）  
免除される期間は、免除申請をした前月から翌年3月までです。なお、昨年引き続き今年度も継続して免除を希望される方も、忘れないで手続き（印鑑を持参）

大河原税務署から 不審な電話に注意を

税務職員の名をかたり、電話で納税者の方々の「勤務先、還付金振込先金融機関名及び口座番号」を照合するという事例が、税務署管内で発生しています。このように被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。  
税務職員が納税者の皆様に電話を行う場合は、署名、部門名、氏名を名乗ってから要件を伝えることとしていただきます。「所属、氏名などを必ず確認してください。」  
税務職員が納税者宅に訪問する

をしてください。  
未納のままにしておきますと、受給資格期間（最低25年）を満たせないため、老後生活の支えである「老齢基礎年金」が受けられなくなったり、万一病气やけがで障害者になったときの「障害基礎年金」や、母子家庭になったときの「遺族基礎年金」が受けられないことにもなりかねません。  
困ったときには未納にしないで申請においでください。  
国民年金保険料  
学生納付特例制度のお知らせ  
昨年度から学生納付特例制度が

際には、質問検査章と身分証明書（顔写真付）を携帯しています。「身分証明書などで所属、氏名などを確認してください。」  
通常、税金の還付については、既に提出された書類などに基づき行っているため、改めて通勤先などを照会することは基本的にありません。不審な点があるときは、即答せずに大河原税務署（☎0224・52・2202）へお問い合わせください。

平成13年度の納税通知書は5月15日に発送予定しています。今年の納期限は5月31日です。

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、月割りでの割り戻しはありません。減免申請のおしらせ

一定の障害等級以上の身体障害者等の方が所有する軽自動車などで、通学（通所）、通院、または生業のために、自分の足代わりとして使用する軽自動車などについては、申請することにより、軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

なお、自動車税（県税）の減免を受けられる場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

- 申請期限 5月24日（木）
- 必要な書類  
納税通知書、障害者手帳等、運転免許証、車検証、印鑑
- 申請窓口 税務課総務係  
問 税務課 ☎22・1313

施行され、学生本人の収入の有無により審査され、より多くの方にご利用が可能になりました。  
学生特例にかかる期間は、年金受給資格期間（合算対象期間）として計算されますが、年金額には反映されません。将来受け取る年金額の低下を防ぐため、10年前までの学生納付特例期間は保険料が追加納付できません。  
また、納付特例（免除）の適用は、申請月の前月から翌3月までとなりますので、今年度ご利用の方は至急お申し出ください。  
申請手続きには、年金手帳・印鑑・学生証（または在学証明書）をご持参ください。  
問 市民課国民年金係  
☎22・1312

労働保険料の申告・納付は5月21日までに

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度当初に精算するとともに、新年度の概算保険料の納付を行うことになっていきます。申告・納付手続きは、5月21日までに終わらなければなりませんので、忘れずに手続きをしてください。

問 宮城労働局労働保険徴収課  
☎022・299・8842  
または各労働基準監督署へ

児童手当支給対象が大幅に拡大されます！



所得制限限度額の引き上げにより、今まで受給していなかった方も受給できる場合があります。

新たに対象となると思われる方は、5月中に市役所市民課窓口へ「認定請求書」を提出してください。  
以前に申請され、所得関係で却下通知を受け取った方はお手数でも、もう一度申請してください。  
なお、限度額については下記のとおりです。加入している年金制度や扶養家族数によって違ってきますので、詳しくは市民課総務係（☎22・1312）へお問い合わせください。

平成13年度所得制限限度額

加入年金の種類	扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	加入年金の種類	扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
国民年金	0人	301.0	厚生年金ほか	0人	460.0
	1人	339.0		1人	498.0
	2人	377.0		2人	536.0
	3人	415.0		3人	574.0
	4人	453.0		4人	612.0
	5人	491.0	5人	650.0	

この金額は、平成12年中の収入における総所得金額です。総収入ではありません。

介護保険料 質問箱



認定請求は、5月末日までに！

Q 今月65歳になりました。介護保険料はどのようになるのですか？  
A 64歳までは、健康保険に介護保険料が加算されていましたが、65歳になった月から第1号被保険者となり、介護保険料は別に納めるようになります。  
介護保険料は、年金からの天引きか納付書で納めるようになりますが、年度の途中で65歳になられた方は皆さん納付書での納付になります。

ただし、4月から6月までは仮徴収期間のため、前年度の保険料を基に算出した保険料額を納めていただいています。この期間に65歳になられた方は、前年度の保険料額がありませんので、8月の本算定時に月割りで計算した納付書をお送りします。  
また、年金から天引きとなる方は、翌年度の10月からになりますので、それまでは納付書で納めていただくようになります。  
納付書で納付される方には、口座振替をお勧めします。  
問 税務課介護保険係  
☎22・1313

国保税 Q&A

Q 今月、家族も一緒に社会保険に加入しましたが、今までは加入していた国民健康保険はどのようにすればよいのでしょうか。  
A 社会保険に加入した場合、市役所への届け出が必要になります。新旧両方の保険証と印鑑を持参し、市役所1階の市民課窓口へ届け出てください。  
なお、国民健康保険税は4月から6月まで暫定賦課の期間の

ため、税額の修正ができません。8月の本算定時に月割りで計算し、還付などの精算をするようになります。その通知書は、8月中旬に送付されます。5月は国民健康保険税第2期の納期です。納期限内納付にご協力ください。納付は納め忘れのない口座振替をお勧めします。  
問 税務課国民健康保険係  
☎22・1313